

2 9 川 監 公 第 5 号

平成 2 9 年 5 月 3 0 日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日付け 2 8 川監公第 1 0 号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	村 田 恭 輔
同	植 村 京 子
同	坂 本 茂
同	織 田 勝 久

29川総行革第83号

平成29年4月28日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年10月11日付け28川監報第7号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

1 車椅子使用者に配慮した設計を行うべきもの

[指摘の要旨]

鹿島田2丁目公園の新設と公園に接する市道鹿島田36号線の整備を併せて行う工事において、公園の出入口は、川崎市都市公園条例に定める高齢者、障害者等の移動等円滑化基準に適合する出入口として設計されていたが、出入口に面する道路側溝は、段差が5センチメートルのL型側溝を用いる設計となっていた。

同条例第2条の6によれば、公園の出入口や通路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けず、通路に縁石を設ける場合でもその段差は2センチメートル以下とすべきとされていることから、出入口に面する道路側溝も、段差が2センチメートル以下のL型側溝を用いる設計とすべきであった。

公園の整備に当たっては、関係法令等を十分に理解し、公園に接する道路についても高齢者、障害者等に配慮した設計を行われたい。また、車椅子使用者の公園利用に支障を来す現在の状態については、速やかに改善されたい。

[措置内容]

指摘事項については、バリアフリー等の関係基準との適合性を確認するチェックシートを本庁部局にて作成し、公園の整備に当たりこのチェックシートを用いて設計するよう関係職員に周知徹底しました。また、公園出入口の段差については、2センチメートル以下にする補修を行いました。

今後は、公園に接する道路についても高齢者、障害者等に配慮した設計を行うよう努めます。

（工事番号15）（幸区役所道路公園センター整備課）

2 既設の視覚障害者誘導用ブロックの復旧について十分な確認を行うべきもの

[指摘の要旨]

路面のたるみやひび割れが生じた市道尻手黒川線の歩道の舗装の打換えを行う工事において、舗装の打換範囲内のバス停留所乗降口に敷設されていた視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）についてみたところ、当初、宮前区内の誘導用ブロックの敷設等を一括して行う別の工事で復旧するよう調整していたが、その後の十分な確認が行われず、復旧されていなかった。

誘導用ブロックが復旧されないことにより、視覚障害者の混乱を招き、安全な移動に支障を来すおそれがあることから、確実に復旧されるよう、特に留意して設計、監督に当たられたい。

[措置内容]

指摘事項については、工事で誘導用ブロックを撤去する場合には、当該工事で必ず復旧するよう設計に反映するとともに、現地の復旧状況を確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、誘導用ブロックの復旧について適切な設計、監督に努めます。

(工事番号38) (宮前区役所道路公園センター整備課)

3 その他改善を要するもの

ア 塗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

塗膜厚の測定や記録の作成について、仕様書に基づく確認、指示が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、仕様書等に基づく施工管理について再確認し、適切に監督するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、塗装工事の塗膜厚の管理について適切な監督に努めます。

(工事番号13、22、51)(幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

イ 設計変更の積算について審査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

交通誘導警備員の積算の審査において人数の照合のみ行っていたため、交通誘導警備員の種別ごとの人数を取り違えた積算により設計変更していた事例

[措置内容]

指摘事項については、審査にあたり数量のほか種別等についても照合するとともに、変更した現場条件との整合性についても十分に留意して確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更の照合内容や現場との整合性等に留意して適切な審査を行うよう努めます。

(工事番号22)(中原区役所道路公園センター整備課)

ウ 設計変更の積算において見積内容の精査を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

樹木の撤去工事の設計変更において、変更内容の把握や変更に使った見積りの精査が十分に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、作業状況の確認を十分に行うとともに、当初設計時の見積りと施工後に徴取した見積りの内容を比較するなど当初設計と現場の相違点を把握したうえで設計変更を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更における作業状況の確認や見積り内容の精査を十分に行い適切な積算に努めます。

(工事番号25)(高津区役所道路公園センター整備課)

エ 変更後の施工条件を踏まえて適切な積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

トンネル補修工事の断面修復工の設計変更において、変更内容に応じた高所作業車の使用日数や作業効率を考慮して施工費を積算すべきところ、当初設計時の施工費に変更前後の施工面積の比率を乗じて積算していた事例

[措置内容]

指摘事項については、関係基準を十分に理解し施工条件に留意して積算を行うとともに、設計変更においては、様々な施工条件の変更内容が積算内容に反映されているかについて確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更において施工条件に十分留意して積算を行うよう努めます。

(工事番号30)(高津区役所道路公園センター整備課)

オ 視覚障害者に配慮した設計を行うよう適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

公園のバリアフリー対応整備設計業務委託において、視覚障害者への注意喚起が必要な場所の検討について確認、指示が適切に行われず、出入口に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されない設計となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、バリアフリー等の関係基準との適合性を確認するチェックシートを本庁部局にて作成し、公園の設計に当たってはこのチェックシートの内容に留意して監督するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、視覚障害者に対する注意喚起の必要性を十分に検討した設計が行われるよう適切な監督に努めます。

(工事番号59) (多摩区役所道路公園センター整備課)